

## 小金井市地域防災計画（素案）に対する意見及び検討結果について

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	震災編 第1部 1-20～1-27	多摩東部直下地震の被害想定では「建物倒壊等により狭い道路が閉塞され、避難や消火活動が立ち遅れることで火災による人的被害が拡大するリスク」等の記載がある一方で、市内には南北方向の幹線道路が新小金井街道と小金井街道しかなく、避難場所として武蔵野公園や野川公園なども指定されているが、安全に避難できる道がありません。 市長は東大通りの東八道路への延伸を止めているようですが、それで災害時の被害が拡大したら責任をとることができますか？市民の命を守るために必要な道路整備をしっかりと進めるよう考え直して頂きたい。	都市計画道路については東京都及び関係機関と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・未着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び国分寺崖線、野川、玉川上水及び都市公園など自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備については計画的に進めていくとともに、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて見直すべきものは見直します。
2	震災編 第1部 1-34～1-35	「目標1 死者を6割以上減少させる」を達成するための主な対策として記載のある、都市計画道路等の幹線道路や防災拠点の機能向上等は早急に進めるべき課題。計画に記載するだけでは意味がなく、有事に備えて新庁舎建設や都市計画道路の整備など必要なインフラ整備は早急に進めるべき。	都市計画道路については東京都及び関係機関と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・未着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び国分寺崖線、野川、玉川上水及び都市公園など自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備については計画的に進めていくとともに、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて見直すべきものは見直します。また、新庁舎整備、防災拠点の機能向上等、関係機関及び関係部署と連携し、必要なインフラ整備を計画的に推進してまいります。
3	震災編 第2部 2-4	市内の多くの地域で、狭い道路が多く防災面で課題を抱えているのは記載の通りだと思うが、問題を解決するための市の取組や考えに具体性が無いように思う。実際に課題として	狭い道路の対策については、震災編第2部2-15に明記しているとおおり、住宅市街地全体での防災性を高めるため、建築物の建て替えに伴うセットバックや地区

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		挙げている問題も解決されることなく長年放置されているように思うので改善してほしい。	計画等の推進などにより、緊急車両の進入が困難な幅員4m未満の狭あい道路の解消に努めてまいります。
4	震災編 第2部 3-3	「3対策の方向性」に記載の通り、庁舎移転や道路整備など必要なインフラ整備を進めてほしい。小金井は災害に弱い街だと思う。	関係機関及び関連部署と連携し、必要なインフラ整備については計画的に推進してまいります。
5	震災編 第2部 3-7	避難場所（広域避難場所）への避難道路の整備として、都市計画道路の整備を推進する旨が記載されている。災害に備えてインフラの整備を進めることは重要。市民の命を守るために、市は責任をもって道路など必要なインフラ整備を進めてほしい。	関係機関及び関連部署と連携し、必要なインフラ整備については計画的に推進してまいります。
6	震災編 第1部 1-7～1-11	（1）掲載資料のデータが余りに古いため、行政のより適切な防災対応と市民のより正確な理解を可能ならしめるためにデータのアップデートが必要と考えます（例えば以下のデータ）。 *気温・湿度・風速・日照・降水・天気等日数・地震回／2016年～2018年（25P） *産業別事業所数及び従業員数／2012年、2014年、2016年（27P）、 *従業員規模別事業所数の推移／2012年、2014年、2016年（28P） *小金井市内の各駅の1日当たり平均乗降客数／2016年～2018年（29P） *地域別の災害リスク（39P～45P）の元データになっている『資料 震災編2-8-1 町丁別要配慮者数』／2014年、『資料 震災編2-9-5 庁用車一覧』／2014年等	「気温・湿度・風速・日照・降水・天気等日数・地震回数」「小金井市内の各駅の1日当たり平均乗降客数」につきまして、最新データに更新いたします。 「産業別事業所数及び従業員数」および「従業員規模別事業所数の推移」につきましては、経済センサス活動調査は平成28年（2016年）が最新であり、令和3年（2021年）調査結果の公表は令和4年12月の見込みでありますので、公表され次第、更新いたします。 その他、ご指摘点以外の資料につきましても公表されている最新の数値であることを確認いたします。 なお、資料編につきましては、現在更新作業を進めております。
7	震災編 第1部 1-35	（2）ブロック塀等の安全化（53P、85P、133P、134P）に関して記載されています。市は安全化を推進するための助成事業	1点目のご意見について、ブロック塀等の安全管理については、ご指摘いただいた頁にて、市民及びブロック

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>を制度化していますが金額が少額なためインセンティブに乏しく、実効がなかなか上がっていないのが実情です。</p> <p>問題の一つ目は、ブロック塀等の安全化の位置づけが曖昧なことです。85P『第1 市民等の役割 ” 市民等は、「自らの生命は自らが守る」ために次の必要な防災対策を推進する”。』として1項から16項が掲げられている中で、5項に”ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策” が記されておりますが、これはブロック塀等の安全化は、「自らの生命は自らが守るため」に行ってくださいとのメッセージになります。少額であるものの市として助成事業を制度化しているのは、公（おおよけ）の利益に叶うためであり、133Pでは『第4 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止 ” がけ・よう壁・ブロック塀等の安全管理は、それぞれの所有者や管理者が行うべきものである”。』としています。従って、「通行人等への危害、及び交通の遮断防止等」の為に「ブロック塀等の安全化は市民の責務」で有る旨のメッセージがストレートに伝わる内容に修正する必要があると思います。</p> <p>問題の二つ目は、133Pに「そのため、市は、法律や都の条例による基準、方針に基づき、安全のための規制や指導を強化していく・・・」と記載されていますが、このアンダーラインを付した部分の内容が実効性を伴う内容のものでは無いということだと判断されます。尚、”ブロック塀等” とあるのでブロック塀のみに意識が向かいがちですが、市内には劣化した大谷石の石塀も存在し、また倒木の危険性のある公園内や屋敷林の高木についても相応の注意が必要と思います。</p>	<p>塀等の所有者並びに管理者の役割であることを明確化しております。市では、ホームページ等でブロック塀の安全対策や撤去助成制度、生垣助成制度をご案内しています。引き続き、安全対策が不十分なブロック塀等所有者並びに管理者に対し、注意喚起を図ってまいります。</p> <p>2点目のご意見について、国及び東京都が示す基準に基づき、危険なブロック塀については、市が所有者並びに管理者へ訪問し直接指導を行なっています。</p> <p>市立公園・緑地内の倒木の恐れがある高木については、職員の日々の巡回、公園管理の受託者による点検、近隣住民や公園利用者等からのご指摘を踏まえ、老木化・樹木の腐朽が著しく進行し、危険性の高くなっている樹木から優先的に、掲示等により事前に周知した中で伐採や剪定作業等を行っています。</p>
8	震災編	(3)「市民の責務」59Pと「市民の役割」85Pが記されてい	「市民の責務」は総則的な1部において基本的な項目

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	第1部 1-41	ますが整合性が取れておらず理解しづらい内容になっています。「市民の責務」の全7項目（市民は・・・努めなければならない）は、「市民の役割」の全17項目（市民等は・・・推進する）の中に含まれており、重要度の位置づけが異なるために「市民の責務」に記載されている当該7項目は、「市民の役割」から除外すべきと考えます。	をあげており、「市民等の役割」は具体的計画を表した2部において「市民の責務」を包括した、更に詳細な記載となっております。
9	震災編 第1部 1-41	（4）市民の責務（59P）をより明確に表すために以下（下線部を追加）の文章（案）を提案します。⇒『市民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員として相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。』	共助の観点から、ご指摘いただいた内容に修正します。
10	震災編 第1部 1-39	（5）ライフラインの復旧目標（57P）のうち都市ガス（60日以内）は他に比べ復旧に時間を要する計画になっていきます。性状が気体という困難さは理解できますが、より早期な復旧を可能ならしめる手立ては無いのでしょうか。	ガスの復旧は困難な作業であり、時間を要するため、より早期に復旧させる手立てがないという現状です。しかし、復旧に要する時間をかけないようにするため、東京ガスグループでは耐震性の高いポリエチレン管に日々取り換えを進めています。市としても、早期に復旧できるよう東京ガスグループと連携し対応してまいります。
11	震災編 第2部 1-23	（6） 『第1 大学の役割』99P 広大な敷地を有する大学施設には防災対策に利用可能な施設が少なからず有していると思われるので一部施設の提供”を求めるべきではないでしょうか。	大学施設の一部提供につきましては、震災編第2部 8-1のとおり、小金井市では東京学芸大学及び東京農工大学を広域避難場所、法政大学緑町グラウンドを一時避難場所に指定しています。引続き大学と連携し、災害対策の強化を図ってまいります。
12	震災編 第2部 2-5	（7）空き家対策（120P、128P、129P）は、火災、倒壊、及び市街の景観（ゴミ屋敷化）の観点から重要であることは衆目の一致するところですが、対策の効果は乏しく担当部署も苦慮していると推察され、規定等の面を含めより実効性の上がる方策を講じる必要があると考えます。行政は企画とか	ご意見いただいた内容を参考にし、空き家対策の取組について、関係部署と連携を図り検討してまいります。

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>立案のプロセスも大事ですが、「結果」を出していくことがより大事なので、条例等の改定を含め議会との協議も行いつつ空き家撲滅に向け確りと対応願いたいと思います。</p>	
13	<p>震災編 第2部3-1</p>	<p>(8) 第3章 安全な交通ネットワーク (171P、177P、180P) 市内の緊急ネットワークが示されています。『南北の指定路線』は新小金井街道、小金井街道、及び緑中央通りの3路線ですが、新小金井街道 及び小金井街道は当市西側に位置し、やや中央に位置する緑中央通り(注1)は北大通りを境にしてクランク状になっており、且つ北大通り以北は狭隘で且つカーブ状になっているため緊急道路として十分な機能を期待し得ないと思います。一方、東大通りは東小金井地域を南北にカバーし、北に都立小金井公園(大規模救出救助活動拠点/広域避難所)、南に都立武蔵野公園(広域避難所)が立地する幅員の広い道路であるため、緊急道路としての有用性が高いと考えます。また東大通り沿いには小金井消防署緑町出張所があり、当市2カ所の給水拠点(注2)のうちの『梶野配水所』は至近距離にあります。このため現在事業中の中央線以北/北大通り以南の拡幅作業完了は必須であり、朝夕の通勤及び通学時間帯には歩行者・自転車の往来が非常に多く危険な区間でもある為「早期完了」をお願いしたいと思います。尚、東大通りの東八道路への延伸(小金井3・4・11号線計画)に関し、反対している方(注3)がおられますが以下の理由(①~⑤)から本計画の推進は妥当と考えます。</p> <p>(注1)このみどり中央通り沿線に新庁舎が建設予定である事情から北大通り以南は整備されましたが、クランク状にな</p>	<p>都市計画道路については東京都及び関係機関と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・未着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び国分寺崖線、野川、玉川上水及び都市公園など自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備については計画的に進めていくとともに、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて見直すべきものは見直します。</p>

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>っている北大通り以北の拡幅及び沿線建築物の耐震化等の計画があればそれは、費用対効果の観点で見直すべきと考えます。</p> <p>(注2) もう一か所は上水南浄水所(小平市上水南町3丁目)</p> <p>(注3) 反対する理由は様々ですが、都・市側と落ち着いた環境下でしっかりと意思疎通すべきは地権者の方々であると思います。「指一本触れさせない」と言わんばかりに緑地保護を理由に反対されている方がおられますが、生活道路が日々危険な状態にさらされているのは厳然たる事実であり、『生命や身体的危険』が『緑を守る』より優先することに関し異論を唱える自己中心的な市民や市議会議員の方は果たして当市におられるのでしょうか。過去に行われた意見交換会、説明会、及びオープンハウスの場で、怒号や罵声を発したり、都の担当者をののしったり、またこのような行為を煽るが如き発言をしたりする方もおられたようですが、小金井市民として恥ずべきであり、慎むべきと思います。その様な場では何らポジティブな結果は得られないと思います。因みに、国レベルの『国対ヒヤリング(立憲民主党、日本共産党等)』の場での追及が官僚いじめと批判されており、言葉遣いが問題視されています(主要紙、インターネット)。</p> <p>① 『地域別災害リスク(39P以降)』に示されている通り、災害活動困難度ランク5の前原町2丁目やランク4の東町1丁目等困難度の高い地域が市内各所に点在し、且つ災害発生時に「要配慮者」となる高齢者の比率が年々上昇(既</p>	

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>に 25%以上の高い高齢化率となっている地域も各所に点在)していることに加え、平時においても救急車等の稼働率が益々高くなっている傾向にある為、行き止まりや狭隘道路の拡幅を含む都市計画道路の整備は当市の喫緊の課題だと思います。(本計画道路は都道であるため、財政基盤が脆弱な当市への財政的負担は有りません)。</p> <p>② 当市は国分寺崖線によって分断されている為に行政コストが高くなる弱点を内包しています。国分寺崖線の南に位置するエリアに住まいの方の行政機関や JR 等へのアクセス手段を増やすことは当市活性化向上にも資することとなり、また COCO バスの新たな循環ルートも現実的になります。</p> <p>③ 東京都指定の災害拠点病院のうち、当市最寄りの病院は、武蔵野赤十字病院、都立北多摩小児総合医療センター、杏林大学付属病院、及び公立昭和病院ですが、公立昭和病院を除く 3 病院へのアクセス方法として、東八道路を利用するケースも有り、また当市が設置する緊急医療救護所(4カ所)の一つが『小金井リハビリテーション病院』で東八道路沿いに位置しています。</p> <p>④ 近年の災害は大規模化しているため近隣の市との協力関係は不可欠であり三鷹市/調布市/府中市を繋ぐ『東八道路』への延伸の重要性は明らかです。</p> <p>⑤ 中央線沿線は人気のエリアですが、近隣の武蔵野市、三</p>	

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>鷹市及び国分寺市、国立市、立川市等は都市基盤整備を着々と進めています。税収増の観点を含め当市将来の担い手となる若い世代の積極的な誘致は最重要課題の一つであり、魅力ある街作りの一環として交通体系の整備/利便性向上は欠かせない大きな課題です。 JR 中央線連続立体化交差事業、武蔵小金井駅南口再開発事業 及び東小金井駅区画整理事業は、地権者の方々を含む関係者の将来の「市勢」高揚に向けた強い思いとご理解、及び長年に亘る関係者のご努力の結果であることは多くの市民が理解しているところです。また連雀通りに繋がる現在の『東大通りの有り様』も同じだと思えます。</p>	
14	震災編 第2部 6-17	<p>(9) 遺体収容所の確保 (307P) は小金井市公民館緑分館及び東小金井駅開設記念会館 (マロンホール) の2カ所を定めていますが、何れも当市の東部に位置しているため人口の集積度が高く、当市医療拠点病院 (桜町病院、小金井太陽病院)、及び小金井警察署 (検視・検案・身元確認に關係) に近い市の西部に分散設置するのが適当と考えます。</p>	<p>遺体収容所の分散設置について、遺体収容所として適切と考えられる施設については、関係部署と連携を図り検討してまいります。</p>
15	震災編 第2部 2-13	<p>(10) 防災対策を含むインフラ整備 (全P) は、一般市民の関心は総じて低い事柄で且つ地道な作業ですが、東京都の担当部局とも緊密な関係を保ちつつ長期的な視点を持って粘り強く取り組んで頂きたいと思えます。</p>	<p>防災対策を含むインフラ整備につきまして、ご意見いただいた内容を参考にしつつ、東京都及び関係機関、市関係部署と連携を図り、計画的に推進してまいります。</p>
16	震災編 第1部 1-21~1-27	<p>① 「要配慮者」の定義と現況の調査について。震災編第1部 1-21 から、地域別の【災害リスク分析結果】が記載されていますが、「要配慮者等」については、高齢化率のみに着目されているように思えます。障がい者・児や、未就園児のいる家庭等は、「要配慮者」等には、含まれないのでしょうか。</p>	<p>① 要配慮者とは、災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されておりますが、【災害リスク分析結果】における「要配慮者等」は高齢者率を指標のひとつとしたものです。</p>



番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>② 1-25 ページの、「キ 関野町・桜町」の「要配慮者等」の項目に「関野町1丁目、桜町の各丁目が20%を超え、特に桜町1丁目は29.2%と高い。」「桜町は町全体で26.8%となっており、市内では最も高い。」とありますが、これらの文章の主語は何ですか？高齢化率ですか？桜町は、病院や特別支援学校等もありますし、高齢者以外の要配慮者の方も多く住んでいるということでしょうか？</p> <p>③ ②の項目「キ」のパーセントの値が、高齢化率だとすると、市は、最も高い桜町にある福祉避難所である「さくら保育園」と、2番目に高い前原町にある福祉避難所である「わかたけ保育園」を、廃園方針の対象とし、「さくら保育園」に至っては、市長が専決処分で廃園条例を制定するという暴挙で、廃園を決めてしまいました。あまりに強引な市長のやり方に驚き、失望するとともに、これらの要配慮者等が多いとされる地域での避難所整備の体制は、ちゃんと考えられているのだろうか、と疑問を抱きます。</p>	<p>② 「キ 関野町・桜町」の「要配慮者等」の項目において、「高齢化率」が主語となるよう追記修正いたします。</p> <p>③ 二次避難所については、災害時にまずは避難所に避難いただいた後に、必要な場合に開設されるもので、指定された施設が保育園の場合、妊産婦及び乳幼児を対象とすることが基本となります。また、保育園利用者が増えた現状、公立保育園のみを二次避難所とするのではなく、他市のように民間含めて対応していく必要があると考えております。なお、さくら保育園の所在地は貫井北町ですので、念のため申し添えます。</p>
17	震災編 第1部 1-28～1-29	<p>「地域別の災害リスク」に「市内中小河川沿いの水害及び地震災害に関わる市民への周知の必要性」という項目がありますが、前原町3丁目の国分寺崖線上の宅地開発にあたり、現在、木々が伐採され、土の地面が丸裸の斜面に、盛土がされている、とSNS上で情報を目にしました。この工事の間、ハザードマップの変更等はなかったようですが、現場の近隣住民としては、市公式の情報が少ないように感じました。大規模な工事や開発等の際には、ハザードマップを見直すのかどうか、見直して危険度に変更がある場合はどのように周知されるのか、具体的なマニュアル等はあるのでしょうか。</p>	<p>大規模盛土造成地マップは東京都が作成しており、小金井市では盛土に関するハザードマップの作成をしておりません。盛土の周知につきましては今後東京都と連携し、市として方策を検討してまいります。</p>

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
18	震災編 第1部 1-34～1-36	<p>「目標1 死者を6割以上減少される」の中に、「防災ネットワークの形成」「福祉避難所（二次避難所）の拡充」という項目があります。この2点においても、公立保育園の果たすであろう役割は、大きいだろうと思います。特に、公立保育園の保護者のネットワークは、近隣小学校を中心に、市内の他の小学校ともつながりがあり、このコミュニティは、平時だけでなく、有事にも、何らかの役に立つのでは、と感じます。また、福祉避難所としての公立保育園について、市はどう考えるか？と市長へのEメール等で以前尋ねたところ、「公立園だけでなく民間園にも協力をお願いしていきたい考え」とのことでしたが、その後、進展はありましたでしょうか？</p>	<p>民間園との連携・協定については、引き続き調整中であり、民間園長会等を通じて検討・調整を行っております。現時点では、協定の締結を行っておりませんが、早期に実現できるよう努力してまいりたいと考えております。</p>
19	震災編 第1部 1-37～1-40	<p>① 「目標3 迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する」の中に、「発災時の各学校や保育園等における幼児・児童等の安全確保や、緊急連絡体制、一時保護体制等、学校等における子どもの保護対策を強化する。」とあります。公立園の職員は、公務員として、「震度何以上なら、参集・登庁」等の職務の規定があるのだらうと思いますが、民間保育園・幼稚園の体制は、どのように確認していますか。また、公立保育園を減らす方針の中で、非常時の保育について、民間園に何をどの程度、どうやってお願いしていくのでしょうか。</p> <p>また、「目標4」のライフラインの回復とも関連しますが、保育園各園のBCPの確認と、市の保育BCPと各園BCPとの擦り合わせ・同じエリアにある園同士の連携、保育のトリアージ（甚大な災害で、救助・公務・インフラ復旧関連の職員の子どもの優先して預かる必要が出てきた場合</p>	<p>① 民間園での災害発生時におけるBCP策定状況については、東京都からの要請に基づき、策定が完了しているか否かについて調査を行い、およそ30施設以上が策定しているものと認識しております。なお、非常時における保育は、公立園だけで対応するには限界があることから、市内各園でどのような対応が可能かについて引き続き協議してまいりたいと考えております。また、保育のトリアージについては、今後、必要性に応じて検討を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>② 発災の初期段階においては、各園の避難マニュアルに基づき、一時避難所への避難が最優先となり、その後、保護者等に園児を引き渡すこととなります。避難所が混雑する場合等につきましては、災害対策本部の</p>

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		<p>にどう対応するか)等については、市はどのように対策をしていますか。</p> <p>② 「目標5」について、駅前の民間保育園、特に園庭がない園では、屋外避難や屋外での保護者への引き渡しについて、各園がどのように対応するのか、市は把握していますか。安全な広場や公園の場所が限られる場合、複数の園が同時にその場所を使用する可能性もあると思います。もし、多くの園でごった返す可能性があるのならば、市も、場所の調整や、発災後の交通整理等の人員配置等、何らかの対策をする必要があるのでは?と思います。もし、すでに調査や調整が済んでいるのならば、そのことを、関係各所に周知するべきだと思います。</p>	<p>指示に基づき対応することとなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>
20	震災編 第1部 1-50~1-53	<p>① 「第7節 協力機関等」には、私立保育園・幼稚園の記載がありませんが、「福祉関係団体」や「文化社会教育等関係団体」に含まれるのでしょうか。「保護者や家族が負傷・死亡・行方不明・帰宅困難等でしばらく引き取れない等の状況」の子どもの保護や、避難所や子育て支援施設・福祉施設・幼保施設での子ども・親子の心のケア、遊びのサポート等については、民間園と民間保育士に、どこまでお願いできるのか確認し、平時から、協定を締結しておいたほうがいいのか、と考えます。</p> <p>② また、協力機関等に、学校法人の団体が少ないのは、なぜでしょうか。</p>	<p>① 民間園との連携・協定については、引き続き調整中であり、民間園長会等を通じて検討・調整を行ってまいります。今後は、他自治体での事例等も参考にしながら災害時の協定締結に向け、努力してまいりたいと考えております。</p> <p>② 「第7節 協力機関等」には協定締結団体を掲載しておりますが、避難場所として東京学芸大学並びに東京農工大学を広域避難場所に、高等学校を一時避難場所に指定しており、発災時の避難先として協力体制を確保しています。</p>
21	-	<p>医療的ケアが必要な市民の、「福祉避難所へのダイレクト避難」が、NHKでも話題になっていました。市はどのように</p>	<p>計画の中に、定められた受入対象者は福祉避難所へ直接避難することができるよう努めると記載してありま</p>

番号	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		考えますか。	<p>す。</p> <p>---</p> <p>第2部 第8章 避難者対策 予防対策  第3節 避難場所、避難所等の指定・安全化  第3 避難所の指定及び安全化  3 福祉避難所（二次避難所）の指定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報等を要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し周知する。また、福祉避難所は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、一般避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、市民に周知する。</li> <li>○ 市は、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入対象者を特定して公示する。</li> <li>○ 公示の際は、事前に福祉避難所の施設管理者等と調整する。</li> <li>○ 公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ個別支援プラン（個別避難計画）等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</li> </ul>

※提出された意見は、原則として原文のまま全文を掲載します。